

## 京都大学情報環境部情報基盤課情報セキュリティ対策室要項

(平成17年3月31日総長裁定制定)

第1 本学における情報セキュリティ対策に係る事務を円滑に処理するため、情報環境部情報基盤課に情報セキュリティ対策室(以下「対策室」という。)を置く。

第2 対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策の企画立案に関すること。
- (2) 情報セキュリティに係る全学的窓口に関すること。
- (3) その他情報セキュリティ対策に係る事務に関すること。

第3 対策室に室長及び室員を置く。

- 2 室長は、情報環境部情報基盤課技術専門員のうちから情報環境部長の指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、対策室の室務を総括する。
- 4 室員は、情報環境部情報基盤課の職員をもって充てる。
- 5 室員は、室長の命を受け、対策室の室務に従事する。

第4 この要項に定めるもののほか、対策室の組織に関し必要な事項は、情報環境部長が定める。

### 附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。